



歯科健診のご案内

共済組合では組合員および被扶養者を対象に歯科健診の助成を行っています。う蝕(むし歯)や歯周病の予防および早期発見のために、ぜひ歯科健診を受けましょう!

対象者 組合員および18歳以上の被扶養者(平成18年4月1日以前に生まれた方)

受診方法等

- **集団健診** 所属所(お勤め先)の定期健康診断にあわせて実施
- **個別健診** 【実施期間 令和5年6月～令和5年12月】
石川県歯科医師会加盟の医院で個別に受診
● **歯科ナビ** <https://ida1926.or.jp/shikanavi/>
※個別健診の場合は事前に歯科医院に予約のうえ、共済組合に利用申請をする必要があります。

健診費用 自己負担なし(全額共済組合が負担します)

注意事項

- ※1 健診は各年度で1人1回までです。(集団と個別の両方を受診することはできません)
- ※2 集団健診は実施していない所属所もありますので、実施の有無については、お勤め先の共済事務担当課(総務課・人事課 等)へご確認ください。

申込方法等、詳細については当組合ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先 福祉課 TEL:076-263-3366】

ホーム ▶

健診・セミナー・貯金・貸付(福祉事業) ▶

保健事業

● 保健(健診) ● 歯科健康診断助成



特定健康診査のご案内

特定健康診査(以下「特定健診」)は、40歳から74歳までの方が年に1回ご自身の健康を確かめる方法の一つです。

組合員の方は勤務先で受ける健康診断が特定健診の代わりになります。特定健診の対象となる被扶養者のみなさんには共済組合から5月下旬頃に「受診券」をお送りします。

被扶養者の場合、ご都合のいい場所で健診が受けられます。利用できる健診機関は共済組合HP等でお知らせします。

特定健診にかかる費用は共済組合が負担しますので、自己負担はありません。

こんな方は特定健診を受けなくても大丈夫です

・人間ドックを受検される方

人間ドックの健診項目には特定健診の項目が含まれていますので、特定健診を受ける必要はありません。
※人間ドックまたは特定健診のどちらか一方の助成を行います。

・パート先で健康診断を受けている方

パート先で受けた健康診断の結果を共済組合へ提出いただくことで特定健診を受けたことになります。その際は健診結果と共済組合から送付する質問表をご提出ください。

お知らせ



家庭用常備薬等斡旋は7月号に掲載予定です。



石川県立中央病院は当面の間、人間ドックを休止しています。

(再開日未定)